

別紙第1（第7条第2項関係）

入会審査基準

1. 入会審査基準に基づき選考し、入会者を決定する。
2. 選考においては、下記の①児童基礎指数、②児童調整指数、③保護者基礎指数、④保護者調整指数の4つの指数を合計し、その合計指数が高い順に決定する。
3. 指数を合計する場合、①～④の指数について、それぞれ項目を1つ適用する。ただし、③保護者基礎指数については、同居の保護者のうち最も指数が低い保護者のものを適用する。1人の保護者が複数の項目に該当するときは、最も高い指数を適用する。
4. 合計指数が同じ場合には以下の優先順位及び家庭状況を考慮して決定する。
 - （1）学年が低い児童を優先する。
 - （2）障害があり、身辺自立ができていない児童を優先する。
 - （3）ひとり親世帯（長期単身赴任を含む）又は両親が不存在の世帯を優先する。
 - （4）勤務日数が多い者を優先する。
5. 災害又は社会的擁護に該当するときは、時期を問わず入会させる場合がある。

災害	災害等により居宅を失い又は破損し、その復旧にあたっている場合
社会的擁護	子ども家庭センター、はぐくむこどもセンター等からの依頼等があり、虐待又はDVのおそれがあることに該当するなど、社会的擁護が必要な場合

① 児童基礎指数

※項目1つを適用する。

学年	指数
1年生	100
2年生	80
3年生	60
4年生	40
5年生	20
6年生	10

② 児童調整指数

※項目1つを適用する。

児童を取り巻く環境等特殊な事情	指数
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する場合	60
上記に該当しない児童で医師による障害の診断をされた場合又は支援学級に在籍する場合	50
上記に該当しない場合	0

③ 保護者基礎指数

※項目1つを適用する。

※同居の保護者のうち最も指数が低い保護者のものを適用する。1人の保護者が複数の項目に該当するときは、最も高い指数を適用する。

区分	保護者の状況		指数
居 宅 内 外 労働	週5日以上 (内職を除く)	1日8時間以上の就労	100
		1日6時間以上の就労	92
		1日6時間未満、かつ週24時間以上就労している場合	72
	週4日以上 (内職を除く)	1日8時間以上の就労	92
		1日6時間以上の就労	72
		1日6時間未満、かつ週18時間以上就労している場合	62
	週3日以上 (内職を除く)	1日8時間以上の就労	72
		1日6時間以上の就労	62
		1日6時間未満、かつ週12時間以上就労している場合	52
	内職	週12時間以上、内職をしている場合	52
	上記以外の就労の場合		42
疾病等	長期入院(1か月以上)の場合や常時寝たきりの状態である場合		91
	常に安静を要する場合や病床で過ごさないが、長期疾病等のため自宅での療養を医師より指示されている場合		61
	上記以外の疾病等の場合		41
障害等	身体障害者手帳(1級又は2級)、療育手帳(A)、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかを所持する場合		91
	身体障害者手帳(3級又は4級)、療育手帳(B1)、精神障害者保健福祉手帳(2級)のいずれかを所持する場合		81
	上記以外の障害等の場合		61
介護・看護等	同居の親族等を常時、介護又は看護している場合で、かつ看護又は介護を必要とする者が障害者(児)、介護認定を受けている者、長期疾病等で通院加療を要する者または長期入院中の者である場合		61
	上記以外の介護・看護等の場合		41
その他	就学	週4日以上、かつ30時間以上の就学	70
		週3日以上、かつ12時間以上の就学	50
		上記以外の就学の場合	30
	妊娠・出産等	出産前後(産前産後8週間の期間)である場合	20
	求職	就労のため、求職中(2か月を限度とする)	20
	上記以外の場合		0

④ 保護者調整指数

※項目1つを適用する。

保護者を取り巻く環境等特殊な事情	指数
ひとり親世帯（長期単身赴任を含む）	20
両親が不存在の世帯	20
生活保護受給世帯（入会により自立が期待できる場合）	20
上記に該当しない場合	0